学校経営について

1. 学校経営の基本方針

今、社会は予測が困難な時代を迎えており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の不安定化は、まさに予測困難な時代を象徴する事態である。そのなかで我が国の教育課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもとめられている。

学校教育では、子どもたち自身が自分のよさや可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力の育成がもとめられている。また、新学習指導要領では、Society 5.0 時代(超スマート社会)において、社会生活の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、新しい解や納得解を生み出す力の必要性が示されている。

枚方市教育委員会では、国・府の動向を踏まえて「枚方市教育振興基本計画」を策定し、 教育目標に 「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

~自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす~」 を掲げている。

『学びあい』という言葉は、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自 ら考える力を主体的・協働的な学習の中で培い、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を 養う教育をめざすことを示している。

『つながりあい』という言葉は、年齢や立場を超えて協働できるような人と人がつながりあう力を育む教育をめざすことを示している。

そして、『学びあい』『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力を土台として、子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉に込めている。

この教育目標を実現するために7つの基本方策に取組む。

《基本方策》

- (1)確かな学びと自立を育む教育の充実
- (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- (3) 教職員の資質と指導力の向上
- (4)「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- (5) 幼児教育との連携
- (6) 地域とともにある学校づくりの推進
- (7) 学びのセーフティネットの構築

この枚方市教育委員会の教育目標及び基本方策を踏まえ、藤阪小学校の「学校経営の全体構想」 及び重点目標・重点課題を策定し、その取組を推進する。

2. 本校の教育方針及び目標

【めざす子ども像】

明るく元気な子

よく考え行動する子

思いやりのある子

【教育目標】

- ふ 深く考える子どもの育成
- じ 自分の思いを伝えられる子どもの育成
- さ やさしい思いやりを持つ子どもの育成
- か 輝く瞳を持つ子どもの育成

【学校経営方針】

- (I) 日本国憲法の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間形成をめざす教育を推進する。
- (2) 一人ひとりの子どもの持っている能力の可能性を最大限に引き出し、学習することの喜びを通し、高い理想をめざして、自主的に充実した生活を営むことのできる児童の育成を図る。
- (3) 健康で明るく強くたくましい、思いやりの心を持つ子どもの育成に努める。
- (4) 学校教育自己診断など地域・保護者の声を受け止め、本校の教育課題の解決に向けた取組を進める。

【本年度の重点目標】

新学習指導要領 「生きる力」の理念「育成をめざす資質・能力」の育成

- ①生きて働く知識・技能の習得
- ②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の滋養

「人との関わりの中で自分の思いや考えを相手に伝え、相手の思いや考えを理解して、ともに 学び合い支え合う子どもの育成」

3. 具体的方策

- ○学校運営体制について
- ・責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図るとともに、教職員の働き方へ の意識改革を推進する。
- ・業務改善により教職員が児童と向き合う時間を確保するために、「業務改善委員会」を設置し、行事や業務の精選・精査を行い、校内の業務の在り方の適正化を図る。また、校務支援システムの活用による事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努める。
- ・事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学

校事務の効率化を進める。

- ・企画委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。
- ・適正な職員会議を運営する。
- ・学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校 関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者からなる学校運営協 議会から提言や評価を受ける。また、学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校づくり」の 視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。
- ・情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及び ファイリングシステムを確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた 管理を行う。
- ・小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを意識 したきめ細かな指導の充実を推進する。

○教職員の服務について

- ・教職員の服務規律の確立を図る。
- ・体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人に周知徹底させる。
- ・児童に対するセクシャル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。 決して起こすことのないように指導する。
- ・教職員間のハラスメント等の無い良好な職場環境を維持する。
- ・職務上知り得た情報に対する守秘義務を遵守させる。また、児童の個人情報を「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて適正に管理する。
- ・教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底する。また、 メンタルヘルスにも留意し、教職員の労働安全衛生における意識を高める。
- ・学校運営協議会等で働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働 を進める。

○学習指導

- ・学習指導要領に則した適正な教育課程を編制し、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成 が図れるよう適切に指導する。
- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの資質・能力の育成のため、「Hirakata 授業スタンダード」を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、研究・実践する。
- ・学力向上委員会や学年会を活性化し充実させることで、学力向上に向けた取組を組織的に推進する。
- ・「全国学力・学習状況調査」について、児童の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に生か せるように取組む。
- ・授業改善のための授業研究を中心に、校内研修を組織的・計画的に実施する。
- ・経験の浅い教職員の指導力の向上のため、OJTによる実践的な校内研修を実施する。

- ・児童の発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。
- ・少人数授業などの指導方法や指導体制について効果検証に努め、その結果を活かして工夫・改善 し、きめ細かな指導の充実を図る。
- ・個に応じた学習を推進するため、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを 置いた取組を進める。
- ・読書活動に取り組む。(朝の読書、社会人活用による読み聞かせ、読書ノート等の活用)
- ・ | 人 | 台端末・ICT 機器等を効果的に活用し、児童の「確かな学力」を育成するとともに、情報 リテラシーを身につけるよう努める。
- ・教科等横断的に情報活用能力の育成を図り、デジタルシチズンシップ教育に取り組む。
- ・総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動において、実生活・実社会のリアルな課題 を探究的に解決する課題解決型学習(PBL:Project Based Learning)を充実させ、問題発見・ 解決能力等を育成する
- ・実験・実習や実技指導において生じる恐れのある危険を予測し、事前確認や点検等を徹底することで、児童の安全確保及び安全管理に十分配慮する。

○生徒指導

- ・安全・安心な教育環境の充実を図り、児童の豊かな人格形成を行う。また、児童の自己指導力を 育成するため、成長を促す指導の推進を図る。
- ・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間及び小中学校 間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。また、アンケート調査を学期に | 回実施し、個人面談等による実態把握に努める。事案の発見・通報等があれば「いじめ防止対策委員会」が中心となり迅速に対応し、いじめの事実の有無の確認や保護者への報告等を行う。
- ・生起したいじめに対しては事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との協働に努め、解決が図れるようにする。
- ・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行う ため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」を活用して教職員全体の共通認識を深める。
- ・不登校支援については、未然防止・早期発見・早期対応に努め、家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携し、相談体制の充実、 | 人 | 台端末・ICT 機器の活用を含む継続的な支援を行う。
- ・児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる体制を充実するとともに、子 どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる児童に対しては保護者をはじめとする家庭状況 を把握するなど、未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、スクールソーシャルワーカー 等の専門家や関係機関と連携して進める。
- ・職員の児童虐待への認識を深めるとともに虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ど も家庭センターや枚方市のまるっとこどもセンターへ通告し、教育委員会に報告する。

- ・児童の携帯電話等の学校への持ち込みについては原則禁止とし、携帯電話等の危険性を認識させ、 情報モラルを身につけさせる指導に努める。
- ・学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年 | 回開催する。
- ・問題行動が発生した時は、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応に努め、ケース会議を実施 するなど組織的な対応を行う。

○進路指導について

- ・キャリア教育については、9年間を見通して、児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら 目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社 会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援する。
- ・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に 中学校に関する情報を提供するよう努める。

○道徳教育

- ・「道徳科」においては、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れることや言語活動の充実を図るなどの指導方法を工夫して実践するとともに、評価については、 児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価とする。
- ・「道徳科」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成し、質の高い多様な指導方法や評価の 在り方について組織的・計画的に研究を行う。
- ・「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行う。
- ・「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめなおすために、保護者、地域 の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進める。
- ・学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施できるよう取組む。
- ・「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールを守る」等、「心の再生」府民 運動の趣旨に則した心の育成やあいさつの取組について、「道徳科」やその他の教育活動を通じて 推進する。

○特別活動・その他の教育活動

- ・児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築けるよう努める。
- ・児童が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢 集団の育成を図る。
- ・ボランティア活動、自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験活動等を通して豊かな情操を養 うよう努め、気付いたことなどを振り返り、まとめ、発表するといった活動を充実させる。

○健康教育について

・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した体力向上推進計画を作成し、 学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭と連携して児童の運動習慣を育むなど、 体力向上の取組を推進する。

- ・体育活動中の事故防止対策について、施設や用具等の安全点検を行い、児童に対し、安全のため のルールや決まりを順守するよう指導の徹底を図る。
- ・学校保健委員会を開催し、家庭・地域・主治医・学校医・保健医療機関と連携を図りながら、児童自らが健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導する。
- ・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、児童に対し、 手洗い・うがい・咳エチケット等の感染防止対策を励行し、また正しい知識といじめ等人権に配 慮した指導を行う。
- ・学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症には十分な対策をとる。
- ・AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整える。
- ・アレルギー疾患を持つ児童については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を必要に応じて活用し、安心して学校生活をおくることができるように努める。特にアナフィラキシーショック症状への対応については、万一の場合を想定した職員のエピペン研修を給食が始まる4月当初に実施する。
- ・食に関する指導を教育課程に位置づけ、全体計画を作成し、望ましい食習慣の形成を図る。また、 学校教育自己診断を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。

○安全について

- ・学校安全活動について、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を 明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。
- ・防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。
- ・児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。また、校 区安全マップの作成等を実施する。
- ・安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備などの異常がないかを確認するとともに、 定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ・学校施設が第 | 次避難所・第 2次避難所であることを踏まえ、児童の安全確保、安否確認等に支障をきたすことがないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立する。
- ・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、 登下校時における子どもの安全確保について、地域学校安全ボランティアや子どもの安全見守り 隊等と連携するなど、協力体制を構築する。
- ・自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方などのマナーを学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して実施する。また、保護者に対し、家庭における安全意識の向上を 積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行う。

○人権教育について

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ・共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- ・障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進める。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、関係機関等と連携を図り、速 やかに組織的に対応する。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュ アル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るとともに、研修を充実する。
- ·LGBTQ等について理解を深め、性の多様性を認め合う。

○支援教育について

- ・障害のある児童の保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援 教育に取り組む。
- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受ける児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び 個別の指導計画の作成・活用をし、個に応じた指導を充実させる。
- ・通常の学級に在籍する発達障害のある児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の 指導計画の作成・活用に努め、個に応じた指導を充実させる。
- ・校内組織体制を整備して、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念 を踏まえた取組を進めるとともに、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に 努める。
- ・通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害の ある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- ・就学前施設及び関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、小中9年間を見通した継続的な指導に努める。

○研修・人材育成について

- ・伝え、受けとる力を育てる国語科の授業づくりの研究に取り組み、児童の考える力、表現する力 をさらに育成する。
- ・経験の浅い教職員の育成に当たっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に 推進する校内体制を整えるとともに、併せて、経験の浅い教職員の育成者として、専門性を備え たミドルリーダーの育成にも努める。
- ・学習指導要領の趣旨や内容等の理解を図る研究・研修を実施し、教材研究や授業づくり等の授業 改善の取組を組織的に進める。
- ・児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を組織的・計画的に進め、学校全体で研究授業・研修の充実を図る。

- ・新規採用から5年間、教職経験に応じて、指導力の向上を目的とした研修を計画的に行う。
- ・各種研修に参加し、資質及び指導力の向上を図る。
- ・評価・育成システムを活用して、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。

○学校・家庭・地域の連携について

- ・義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配布及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信する。
- ・保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開するため、学校運営に地域住 民や保護者等が参画する体制の構築に努める。
- ・オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校の諸活動において、保護者や地域 の人々が参加しやすいように工夫する。
- ・教育計画や学校の抱える課題について、積極的に情報の公表に努め、説明責任を果たす。
- ・各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校体制づくりに努める。また、教職員が、 PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努める。
- ・「学校教育自己診断」等を活用して、家庭や地域との相互理解を推進する。
- ・学校ブログ等を活用し、教育活動に関する情報を保護者や地域へ積極的に提供する。